

#### 4.障害者福祉

##### ①福祉タクシー券の支給対象、年間発行枚数 (2013/4/1現在)

	福祉タクシー券支給対象				発行枚数 枚/人/年	福祉タクシー券支給対象				発行枚数 枚/人/年	
	(身体障害者 3級以上)	(知的障害者 3級以上)	(精神障害者 3級以上)			(身体障害者 3級以上)	(知的障害者 3級以上)	(精神障害者 3級以上)			
1	川口市	2	A	1	24	33	川島町	2	A		24
2	蕨市	2	A		24	34	吉見町	3	B		36
3	戸田市	2	A		48	35	鳩山町	2	A	2	24
4	朝霞市※	2(3)	B	2	36	36	ときがわ町※	※	※	※	36
5	志木市※	3	B	2	24	37	東秩父村	2	A	1	24
6	和光市	2(3)	B	2	18	38	所沢市	2(3)	A		50
7	新座市※	2	B	2	30	39	飯能市	2	A		48
8	富士見市	2	2	2	36	40	狭山市	2(3)	A		36
9	ふじみ野市	2	A	1	36	41	入間市	2	A		48
10	三芳町	2	A	2	48	42	日高市	2(3)	A		36
11	春日部市	3	B	1	20	43	行田市	2	A	2	24
12	草加市 ※	3	B	2	4~26	44	加須市	2	A		24
13	越谷市	2(3)	B	1	36	45	羽生市	2	A		24
14	八潮市	3	B	1	18	46	久喜市	3	B	2	36
15	三郷市	2(3)	B		24	47	蓮田市	3	B	2	24
16	吉川市	2(4)	B	2	24	48	幸手市	2(3)	B	2	24
17	松伏町	3(4)	B		12	49	宮代町	3(4)	B	2	24
18	さいたま市※	2(3)	A	1	36	50	白岡市	3	B	2	24
19	鴻巣市	2	A	2	12	51	杉戸町	3	B	2	24
20	上尾市	2(3)	A		24	52	熊谷市	2	A		36
21	桶川市	3	A	1	24	53	本庄市	2	A		24
22	北本市	2	A	1	24	54	深谷市	3	B	2	24
23	伊奈町	2	A	1	24	55	美里町	3	B	2	24
24	川越市	2	A	1	48	56	神川町	3	A	1	24
25	東松山市	2	A		48	57	上里町	2	A		24
26	坂戸市	2	A		36	58	寄居町	3	A		36
27	鶴ヶ島市	2	A		24	59	秩父市	3	B	1	24
28	毛呂山町	2	A		24	60	横瀬町	2	A		24
29	越生町	2	A		36	61	皆野町	2	A		24
30	滑川町	3	B		36	62	長瀨町	2	A		24
31	嵐山町	3	B		36	63	小鹿野町	2	A		24
32	小川町	3(4)	B		24						

※草加 身体で上肢のみ3級除く

※ときがわ 手帳所持者全員に支給する。

※朝霞 タクシー券で透析者は倍の72枚

※新座 肢体不自由3級以上も対象。透析者は年間60枚

※志木 身体3級の対象は、下肢、体幹、移動機能障害の人

※さいたま市 H24年受給者でH25年非該当者は半数を助成

②自動車燃料支援制度の有無と支給対象(2013/4/1現在)

	自動車燃料支援制度		支給対象			支給方法			自動車燃料支援制度		支給対象			支給方法		
			身体障害者 (2級以上)	知的障害者 (2級以上)	精神障害者 (2級以上)	現物給付	償還払い				身体障害者 (2級以上)	知的障害者 (2級以上)	精神障害者 (2級以上)	現物給付	償還払い	
	有	無							有	無						
1	川口市	○		2	A	1	○		33	川島町	○		2	A		○
2	蕨市	○		2	A		○		34	吉見町						
3	戸田市※	○		2	A		○	○	35	鳩山町	○		2	A	2	○
4	朝霞市	○		2(3)	B	2	○	○	36	ときがわ町	○		3	B	2	○
5	志木市※	○		3	B	2	○		37	東秩父村	○		2	A	1	○
6	和光市	○		2(3)	B	2	○	○	38	所沢市	○		2(3)	A		○
7	新座市※	○		2	B	2	○	○	39	飯能市※	○		※			
8	富士見市	○		2	2	2	○	○	40	狭山市	○		2(3)	A		○
9	ふじみ野市		○						41	入間市	○		2	A		○
10	三芳町	○		2	A	2	○	○	42	日高市	○		2(3)	A		○
11	春日部市	○		3	B	1	○		43	行田市	○		2	A	2	○
12	草加市 ※	○		3	B	2	○		44	加須市※	○		1~5	A		○
13	越谷市	○		2(3)	B	1	○	○	45	羽生市	○		2	A		○
14	八潮市	○		3	B	1	○		46	久喜市	○		3	B	2	○
15	三郷市	○		2(3)	B		○		47	蓮田市	○		3	B	2	○
16	吉川市	○		2(4)	B	2	○		48	幸手市	○		2(3)	B		○
17	松伏町		○						49	宮代町	○		3(4)	B	2	○
18	さいたま市※	○		2(3)	A	1	○	○	50	白岡市	○		3	B	2	○
19	鴻巣市	○		2	A	2	○		51	杉戸町	○		3	B	2	○
20	上尾市※	○		2(3)	A		○	○	52	熊谷市	○		2	A		○
21	桶川市	○		3	A	1	○		53	本庄市	○		2	A	2	○
22	北本市	○		2	A	1	○		54	深谷市	○		2	A	1	○
23	伊奈町	○		2	A	1	○		55	美里町	○		2	A		○
24	川越市※	○		2					56	神川町	○		3	A	2	○
25	東松山市		○						57	上里町	○		2	A	2	○
26	坂戸市※	○		2				○	58	寄居町	○		下肢又は体幹2			○
27	鶴ヶ島市	○		2	A			○	59	秩父市	○		3	B	1	○
28	毛呂山町		○						60	横瀬町	○		下肢又は体幹4	C		
29	越生町	○		2	A		○		61	皆野町	○		2(6)	C		○
30	滑川町	○		3	B		○		62	長瀨町	○		下肢体幹4	C		○
31	嵐山町		○						63	小鹿野町※	○		3(6)	B	1	○
32	小川町		○							合計	56	6			22	33
	小計	26	6				15	12								

※戸田 タクシー券は現物給付、燃料費は償還払い

※草加 身体で上肢のみ3級は除く

※新座 肢体不自由3級以上も対象

タクシー券は現物、燃料は償還

※志木 身体3級の対象者は、下肢、体幹、移動機能障害の人

※さいたま市 H24年受給者でH25年非該当者は半数を助成

※上尾市 燃料支援とタクシー券は選択制

※川越 要綱では両下肢機能全廃もしくは著しい障害で常時車椅子使用している者

※坂戸 下肢障害者は該当要件あり

※小鹿野 身体、知的、精神障害児は等級にかかわらず支給

※飯能 支給対象は身体障害者、下肢障害者は本人3級以上、家族2級以上。知的障害者は家族A級以上。

※加須 自動車燃料支給対象は下肢障害者で自己所有、自己運転



③ (つづき) (グループホーム・ケアホーム事業)

自治体内のグループホーム・ケアホーム施設の有無、家賃・土地などへの独自補助 (2013/4/1現在)

	グループホーム ケアホーム 施設の有無			独自補助							グループホーム ケアホーム 施設の有無			独自補助					
				家賃・ 土地補助		一人 当たりの 独自加算		その他の 独自補助						家賃・ 土地補助		一人 当たりの 独自加算		その他の 独自補助	
	有	カ 所	無	有	無	有	無	有	無		有	無	有	カ 所	無	有	無	有	無
1 川口市	○	19			○		○	○		33 川島町			○						
2 蕨市	○	3			○		○		○	34 吉見町	○	1			○		○	○	
3 戸田市	○	14		○			○	○		35 鳩山町	○	4			○		○	○	
4 朝霞市	○	2			○		○		○	36 ときがわ町	○	1			○		○	○	
5 志木市			○							37 東秩父村			○						
6 和光市	○	1		○			○		○	38 所沢市	○	7		○		○		○	
7 新座市	○	1			○		○		○	39 飯能市	○	6			○		○	○	
8 富士見市			○							40 狭山市	○	6			○	○		○	
9 ふじみ野市	○	2			○		○	○		41 入間市	○	7			○		○	○	
10 三芳町	○	2			○		○		○	42 日高市	○	13			○		○	○	
11 春日部市	○	11			○		○		○	43 行田市	○	6			○		○	○	
12 草加市 ※	○	3		○			○	○		44 加須市	○	7			○		○	○	
13 越谷市	○	11			○		○		○	45 羽生市	○	10			○		○	○	
14 八潮市	○	1			○		○	○		46 久喜市	○	11			○		○	○	
15 三郷市	○	14			○		○		○	47 蓮田市	○	1			○		○	○	
16 吉川市			○							48 幸手市	○	2			○		○	○	
17 松伏町			○		○		○	○		49 宮代町			○						
18 さいたま市	○	40			○		○	○		50 白岡市			○						
19 鴻巣市	○	12			○		○		○	51 杉戸町	○	5			○		○	○	
20 上尾市	○	17			○		○		○	52 熊谷市	○	14			○		○	○	
21 桶川市	○	5			○		○		○	53 本庄市	○	2			○		○	○	
22 北本市	○	1			○		○		○	54 深谷市	○	27			○		○	○	
23 伊奈町			○							55 美里町	○	7			○		○	○	
24 川越市	○	35			○	○			○	56 神川町	○	4			○		○	○	
25 東松山市	○	22			○		○		○	57 上里町	○	6			○		○	○	
26 坂戸市	○	1			○		○	○		58 寄居町	○	2			○		○	○	
27 鶴ヶ島市	○	6			○		○		○	59 秩父市	○	21			○		○	○	
28 毛呂山町	○	2			○		○		○	60 横瀬町			○						
29 越生町	○	1			○		○		○	61 皆野町			○						
30 滑川町	○	1			○		○		○	62 長瀨町			○						
31 嵐山町	○	6			○		○		○	63 小鹿野町			○						
32 小川町			○							合計	49	403	14	4	46	3	47	10	40
小計	26	233	6	3	24	1	26	8	19										

※草加 家賃・土地補助はグループホームのみ

④ 重度心身障害者医療(福祉医療)の公費負担制度 (2013/4/1現在)

	重度心身障害者医療の公費負担											重度心身障害者医療の公費負担													
	償還か 現物か		現物給付の 場合の 対象保険				支給対象					65才以上 後期医療 未加入者	償還か 現物か		現物給付の場合 の対象保険				支給対象						
	償 還 払 い	現 物 給 付	国 保	健 保 組 合	協 会 け ん ぽ	共 済	身 体 障 害 者 3 級 以 上	知 的 障 害 者 2 級 以 上	精 神 障 害 者 1 級 以 上	65才以上 後期医療 未加入者			償 還 払 い	現 物 給 付	国 保	健 保 組 合	協 会 け ん ぽ	共 済	身 体 障 害 者 3 級 以 上	知 的 障 害 者 2 級 以 上	精 神 障 害 者 1 級 以 上	65才以上 後期医療 未加入者			
										支 給 対 象	支 給 対 象 外	支 給 対 象										支 給 対 象 外			
1	川口市	○	○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	○	33	川島町	○	○	○	○	○	○	3	B	○	○	
2	蕨市		○	○	○	○	○	3(4)	C		○	○	34	吉見町	○	○	○	○	○	○	3	B	2	○	
3	戸田市	○	○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	○	35	鳩山町		○	○	○	○	○	3		2	○	
4	朝霞市		○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	○	36	ときがわ町		○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	
5	志木市	○	○	○	○	○	○	3	B	2	○	○	37	東秩父村	○						3	B	1	○	
6	和光市		○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	○	38	所沢市		○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	
7	新座市	○	○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	○	39	飯能市	○						3(4)	B	2	○	
8	富士見市		○	○	○	○	○	3	3	2	○	○	40	狭山市	○	○	○				3(4)	B	2	○	
9	ふじみ野市	○	○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	○	41	入間市	○	○	○				3	B	2	○	
10	三芳町	○	○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	○	42	日高市	○						3	B	2	○	
11	春日部市		○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	○	43	行田市		○	○	○	○	○	3	B			
12	草加市		○	○	○	○	○	3	B	2	○	○	44	加須市※		○	○	○	○	○	3	B		○	
13	越谷市	○	○	○	○	○	○	3	B	2	○	○	45	羽生市	○						3	B	2	○	
14	八潮市	○						3	B	2	○	○	46	久喜市		○	○	○	○	○	3	B		○	
15	三郷市	○						3	B	2	○	○	47	蓮田市		○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	
16	吉川市		○	○	○	○	○	3	B	2	○	○	48	幸手市		○	○	○	○	○	3	B		○	
17	松伏町		○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	○	49	宮代町	○						3(4)	B	2	○	
18	さいたま市		○	○	○	○	○	3	B	2			50	白岡市	○						3	B	2	○	
19	鴻巣市※	○						3	B				51	杉戸町		○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	
20	上尾市		○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	○	52	熊谷市		○	○	○	○	○	3	B	2	○	
21	桶川市	○						3(4)	B	2	○	○	53	本庄市	○						3(4)	B	2	○	
22	北本市※	○	○	○	○	○	○	3	B	2	○	○	54	深谷市	○	○	○	○	○	○	4	B	2	○	
23	伊奈町	○						3(4)	B	2	○	○	55	美里町	○						3	B	2	○	
24	川越市※	○	○	○	○	○	○	3(4)	B		○	○	56	神川町	○						3(4)	B	2	○	
25	東松山市		○	○	○			3	B		○	○	57	上里町	○						3	B	2	○	
26	坂戸市	○						3	B		○		58	寄居町		○	○				3(4)	B	2	○	
27	鶴ヶ島市	○						3(4)	B	2	○	○	59	秩父市※		○	○	○	○	○	3(4)	B	(2)	○	
28	毛呂山町	○						3	B		○	○	60	横瀬町※	○	○	○	○	○	○	3	B		○	
29	越生町	○						3(4)	B	2	○	○	61	皆野町		○	○	○	○	○	3	B	2	○	
30	滑川町	○	○	○	○	○	○	3	B		○	○	62	長瀨町		○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	
31	嵐山町	○						3(4)	B	2	○		63	小鹿野町		○	○	○	○	○	3(4)	B	2	○	
32	小川町	○						3	B	2	○		合計		36	41	43	40	39	39				5	56
	小計		21	21	22	22	21	21			2	29													

埼玉県重度心身障害者医療費支給に関する条例参考：対象者は表記以外、身体障害は4級の一部（下肢、音声または言語、そしゃく機能障害）、精神障害1、2級で、65才以上75才未満の後期高齢者医療保険加入者に限る。

- ※北本 現物給付は15歳未満・市内医療機関のみ
- ※横瀬 現物給付は秩父地域の指定医療機関等に限る。
- ※秩父 現物給付は秩父郡市外医療機関での受診は償還払い。
- ※加須 現物給付は中学校卒業まで
- ※鴻巣 15歳未満は一部現物給付。
- ※川越 身体4級は本人・住民税非課税者

⑤障害者自立支援医療(通院公費)の市町村独自補助(2013/4/1現在)

⑥在宅重度心身障害者手当(対象と支給月額)(2013/4/1現在)

	障害者自立支援医療の独自補助			身体障害児			身体障害者				障害者自立支援医療の独自補助			身体障害児			身体障害者				
	独自補助あり	全額補助	一部補助	独自補助なし	1級(円)	2級(円)	3級(円)	1級(円)	2級(円)		3級(円)	独自補助あり	全額補助	一部補助	独自補助なし	1級(円)	2級(円)	3級(円)	1級(円)	2級(円)	3級(円)
1	川口市			○	5000	5000		5000	5000		33	川島町			○	10000	10000		5000	5000	
2	蕨市			○	8000	8000		8000	8000		34	吉見町			○	5000	5000		5000	5000	
3	戸田市	○		○	8000	8000		8000	8000		35	鳩山町			○	5000	5000		5000	5000	
4	朝霞市	○	○		11000	11000	11000	8000	8000	8000	36	ときがわ町			○	5000	5000		5000	5000	
5	志木市※	○		○	8000	8000		8000	8000	8000	37	東秩父村			○	5000	5000		5000	5000	
6	和光市	○		○	8000	8000		8000	8000		38	所沢市			○	11500	9000		11500	9000	
7	新座市	○	○		8000	8000		8000	8000		39	飯能市			○	5000	5000		5000	5000	
8	富士見市			○	5000	5000		5000	5000		40	狭山市			○	7000	7000	7000	7000	7000	7000
9	ふじみ野市			○	5000	5000		5000			41	入間市			○	6000	6000		6000	6000	
10	三芳町			○	5000	5000		5000	5000		42	日高市			○	5000	5000		5000	5000	
11	春日部市			○	5000	5000	2000	5000	5000	2000	43	行田市※			○	※	※	※	※	※	※
12	草加市			○	5000	5000		5000	5000		44	加須市			○	7000	7000		5000	5000	
13	越谷市	○	○		5000	5000		5000	5000		45	羽生市			○	5000	5000		5000	5000	
14	八潮市			○	5000	5000		5000	5000		46	久喜市			○	5000	5000	3000	5000	5000	3000
15	三郷市			○	5000	5000		5000	5000		47	蓮田市			○	5000	5000		5000	5000	
16	吉川市			○	5000	5000		5000	5000		48	幸手市			○	5000	5000		5000	5000	
17	松伏町			○	5000	5000		5000	5000		49	宮代町			○	5000	5000	2000	5000	5000	2000
18	さいたま市			○	5000	5000	2500	5000	5000	2500	50	白岡市			○	5000	5000		5000	5000	
19	鴻巣市			○	5000	5000		5000	5000		51	杉戸町			○	6000	6000		5000	5000	
20	上尾市			○	5000	5000		5000	5000		52	熊谷市			○	5000	5000		5000	5000	
21	桶川市			○	5000	5000		5000	5000		53	本庄市			○	5000	5000		5000	5000	
22	北本市			○	5000	5000		5000	5000		54	深谷市	○	○		5000	5000		5000	5000	
23	伊奈町			○	5000	5000		5000	5000		55	美里町			○	5000	5000		5000	5000	
24	川越市			○	9500	8500	3500	6000	5000	3000	56	神川町			○	5000	5000		5000	5000	
25	東松山市			○	5000	5000		5000	5000		57	上里町			○	5000	5000		5000	5000	
26	坂戸市			○	5000	5000		5000	5000		58	寄居町			○	5000	5000		5000	5000	
27	鶴ヶ島市			○	5000	5000		5000	5000		59	秩父市			○	5000	5000		5000	5000	
28	毛呂山町			○	5000	5000		5000	5000		60	横瀬町			○	5000	5000		5000	5000	
29	越生町			○				5000	5000		61	皆野町			○	5000	5000		5000	5000	
30	滑川町			○	5000	5000		5000	5000		62	長瀨町				5000	5000		5000	5000	
31	嵐山町			○	5000	5000		5000	5000		63	小鹿野町			○	5000	5000		5000	5000	
32	小川町			○	5000	5000		5000	5000												
		6	3	3	26							7	3	4	55						

※志木 身体3級は20歳未満

※行田 障害年金の受給によって手当の額が異なる。身体障害児・者とも1級9000/6500、2級9000/6500、3級5000

⑥在宅重度心身障害者手当(対象と支給月額) (2013/4/1現在)  
(つづき)

	知的障害児			知的障害者				知的障害児			知的障害者		
	Ⓐ (円)	A (円)	B (円)	Ⓐ (円)	A (円)	B (円)		Ⓐ (円)	A (円)	B (円)	Ⓐ (円)	A (円)	B (円)
1 川口市	5000	5000	3000	5000	5000	3000	33 川島町	10000	10000		5000	5000	
2 蕨市	8000	8000	5000	8000	8000	5000	34 吉見町	5000	5000		5000	5000	
3 戸田市	8000	8000	4000	8000	8000	4000	35 鳩山町	5000	5000		5000	5000	
4 朝霞市	11000	11000	11000	8000	8000	8000	36 ときがわ町	5000	5000		5,000	5000	
5 志木市	8000	8000	8000	8000	8000	8000	37 東秩父村	5000	5000		5000	5000	
6 和光市	8000	8000	8000	8000	8000		38 所沢市	11500	9000	9000	11500	9000	9000
7 新座市	8000	8000	8000	8000	8000	8000	39 飯能市	5000	5000	5000	5000	5000	5000
8 富士見市	5000	5000	3000	5000	5000	3000	40 狭山市	7000	7000	7000	7000	7000	7000
9 ふじみ野市	5000	5000		5000	5000		41 入間市	6000	6000	6,000	6,000	6,000	6,000
10 三芳町	5000	5000		5000	5000		42 日高市	5000	5000		5000	5000	
11 春日部市	5000	5000	25000	5000	5000	2500	43 行田市※	9000/6500	9000/6500	5,000	9000/6500	9000/6500	5000
12 草加市	5000	5000	5000	5000	5000	2000	44 加須市	7000	7000		5000	5000	
13 越谷市	5000	5000	3500	5000	5000	3500	45 羽生市	5000	5000		5000	5000	
14 八潮市	5000	5000		5000	5000		46 久喜市	5000	5000	3000	5000	5000	3000
15 三郷市	5000	5000		5000	5000		47 蓮田市	5000	5000		5000	5000	
16 吉川市	5000	5000		5000	5000		48 幸手市	5000	5000		5000	5000	
17 松伏町	5000	5000		5000	5000		49 宮代町	5000	5000	2500	5000	5000	2500
18 さいたま市	5000	5000	5000	5000	5000	5000	50 白岡市	5000	5000	5000	5000	5000	5000
19 鴻巣市	5000	5000	5000	5000	5000	5000	51 杉戸町	6000	6000		5000	5000	
20 上尾市	5000	5000	2500	5000	5000	2500	52 熊谷市	5000	5000	5000	5000	5000	5000
21 桶川市	5000	5000	2500	5000	5000	2500	53 本庄市	5000	5000		5000	5000	
22 北本市	5000	5000		5000	5000		54 深谷市	5000	5000		5000	5000	
23 伊奈町	5000	5000		5000	5000		55 美里町	5000	5000		5000	5000	
24 川越市	9500	8500	3500	6000	5000	3000	56 神川町	5000	5000		5000	5000	
25 東松山市	5000	5000		5000	5000		57 上里町	5000	5000	3000	5000	5000	
26 坂戸市	5000	5000		5000	5000		58 寄居町	5000	5000		5000	5000	
27 鶴ヶ島市	5000	5000		5000	5000		59 秩父市	5000	5000		5000	5000	
28 毛呂山町	5000	5000		5000	5000		60 横瀬町	5000	5000		5000	5000	
29 越生町				5000	5000		61 皆野町	5000	5000		5000	5000	
30 滑川町	5000	5000		5000	5000		62 長瀨町	5000	5000		5000	5000	
31 嵐山町	5000	5000		5000	5000		63 小鹿野町	5000	5000		5000	5000	
32 小川町	5000	5000		5000	5000								

※行田 障害年金の受給によって手当の額が異なる

⑥(つづき)在宅重度心身障害者手当(対象と支給月額) (2013/4/1現在)

⑦介護保険の被保険者である障害者の場合の対応について。介護保険にある制度はすべて介護保険を優先か、本人の希望がある場合には、これまで通り障害者福祉事業で対応するか。

	精神障害児		精神障害者		65歳以上の新規障害者手帳取得者			介護保険の対応			精神障害児		精神障害者		65歳以上の新規障害者手帳取得者			介護保険の対応		
	1級(円)	2級(円)	1級(円)	2級(円)	1級(円)	2級(円)	3級(円)	介護保険に すべて介護保険 優先	本人が希望する 場合は、 障害者福祉事業 で対応		1級(円)	2級(円)	1級(円)	2級(円)	1級(円)	2級(円)	3級(円)	介護保険に すべて介護保険 優先	本人が希望する 場合は、 障害者福祉事業 で対応	
1 川口市	5000	3000	5000	3000	同左	同左		○		33 川島町	10000		5000						○	
2 蕨市※	5000	3000	5000	3000				○		34 吉見町	5000		5000						○	
3 戸田市	8000	8000	8000	8000	8000	8000		○		35 鳩山町	5000		5000						○	
4 朝霞市※	11000	11000	8000	8000	8000	8000		○		36 ときがわ町	5000		5000						○	
5 志木市	8000	8000	8000	8000				○		37 東秩父村	5000		5000						○	
6 和光市	8000	8000	8000	8000	8000	8000		○		38 所沢市※	5000	5000	5000	5000	※	※			○	
7 新座市※	8000	8000	8000	8000	8000	8000		○		39 飯能市	5000		5000						○	
8 富士見市	5000		5000					○	○	40 狭山市	7000		7000						○	
9 ふじみ野市	5000		5000					○	○	41 入間市※	6000		6000						○	
10 三芳町	5000		5000					○		42 日高市	5000		5000						○	
11 春日部市	5000		5000					○		43 行田市	5000		5000						○	
12 草加市 ※	5000		5000		2000	2000		○	○	44 加須市	7000		5000						○	
13 越谷市	5000		5000		5000	5000		○	○	45 羽生市	5000		5000						○	
14 八潮市	5000		5000		2500	2500		○		46 久喜市	5000		5000		5000	5000	3000		○	
15 三郷市	5000		5000		2500	2500		○		47 蓮田市	5000		5000		5000	5000			○	
16 吉川市	5000		5000		5000	5000				48 幸手市	5000		5000						○	
17 松伏町	5000		5000					○		49 宮代町	5000		5000		5000	5000	2000		○	
18 さいたま市	5000	2500	5000	2500	5000	5000	2500	○		50 白岡市	5000		5000						○	
19 鴻巣市※	5000		5000					○		51 杉戸町	6000		5000						○	
20 上尾市※	5000	2500	5000	2500				○		52 熊谷市※	5000		5000		※5000	※5000			○	
21 桶川市※	5000		5000					○		53 本庄市	5000		5000						○	
22 北本市	5000	5000	5000	5000				○		54 深谷市	5000		5000						○	
23 伊奈町	5000		5000					○		55 美里町	5000		5000						○	
24 川越市	9500	3500	6000	3000				○		56 神川町	5000		5000						○	
25 東松山市	5000		5000					○		57 上里町	5000		5000						○	
26 坂戸市	5000		5000					○		58 寄居町	5000		5000						○	
27 鶴ヶ島市	5000		5000					○		59 秩父市	5000		5000						○	
28 毛呂山町	5000		5000					○		60 横瀬町	5000		5000						○	
29 越生町			5000					○		61 皆野町	5000		5000						○	
30 滑川町※	5000		5000					○		62 長瀨町	5000		5000						○	
31 嵐山町	5000		5000					○		63 小鹿野町	5000		5000		5000	5000			○	
32 小川町	5000		5000																56	8

※蕨 65才以上の新規障害者手帳取得者は別規定あり

※草加 オーダーメイドの車イス等は障害者福祉事業で対応する場合もある

※朝霞 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的措置による福祉手当受給者は、児・者とも月額3500円。  
ただし超重症心身障害児は月額8000円。

※新座 自立支援医療は精神医療に関わる保険適用分のみ。  
65歳以上の新規手帳取得者で、世帯全員非課税8000円。  
本人非課税・世帯員課税は5000円。  
不足するサービスは障害福祉サービスで対応。

※鴻巣 65歳以上の新規取得者1・2級は福祉年金を支給

※熊谷 65才以上の新規障害者手帳取得者について、精神の2級は対象外

※入間 介護保険の対応は、原則は介護保険を優先。ただし、本人の状況や希望等を確認し、障害者福祉事業の方が望ましいと判断された場合は、障害者福祉事業で対応している。

※所沢 65才以上の新規は1級マルA6500円、2級A、B4000円

※上尾市 「原則として」介護保険優先

※桶川市 「原則として」介護保険優先

※滑川 原則的には介護保険優先、本人の状況による